

富合町の上水道整備

計画的に整備を進めます

協議第39号 上水道事業の取扱い

- 次のとおり取り扱うものとして承認されました。

■ 地区営水道（簡易水道）

富合町の地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぎます。なお、合併直後の水道料金は、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぎます。

■ 上水道事業

合併後速やかに富合町の現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進めます。

■ 簡易水道組織・補助金

富合町の簡易水道組織への補助金は、町営化するため廃止します。

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い（その3）

- 次のとおり取り扱うものとして承認されました。

■ 各種大会等

富合町で開催の町内駅伝大会や町民体育祭などは、合併特例区の事業として実施します。その後は富合地域の独自の事業として検討します。

■ 各種体育施設

■ 公民館の運営状況

■ 公民館使用料

■ 富合町の体育施設や公民館施設は、合併特例区の管理施設とします。

富合町の施設の使用料は、合併時に熊本市の使用料を基に統合します。ただし、富合地域の住民は、合併特例区の間は減

免・免除（現行どおり）の取り扱いとします。

■ 公民館学級

■ 成人式

富合町の公民館学級や成人式は、合併特例区の事業として実施します。その後は熊本市の制度に統合します。

■ 図書館の施設管理運営

富合町の図書館施設や図書の管理などは、合併特例区の管理施設・事業とします。その後は熊本市の制度に統合します。

■ 図書の管理等

富合町の図書館施設や図書の管理などは、合併特例区の管理施設・事業とします。その後は熊本市の制度に統合します。

ただし、富合町のシステムや複写サービスの使用料は合併時に熊本市の制度に統合します。

富合町立図書館については、合併特例区設置期間終了後、公民館図書室の取り扱いとなります。

■ 図書館のサービス

インターネット予約や移動図書館、郵送貸出などについても、熊本市の制度に統合します。

■ 体育協会

富合町の体育協会は、合併特例区の管理団体とします。その後は熊本市の制度に統合します。

■ 文化協会

富合町の文化協会は、合併特例区の管理団体とし、この期間は現行どおり継続します。

■ 学校施設一般開放管理業務

合併後に5年間は現状どおりとします。ただし、熊本市の団体との統合した年度で補助金は廃止します。

■ 少人数学級

PTA連合会他公共団体とします。

合併後、5年間は現状どおりとします。ただし、熊本市の団体との統合については、隨時調整を図っていきます。

■ PTA連合会他公共団体への補助金

合併後、5年間は現状どおりとします。ただし、熊本市の団体との統合した年度で補助金は廃止します。

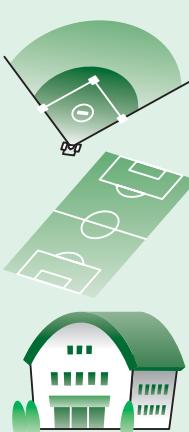
■ 少人数学級

■ PTA連合会他公共団体

合併後、5年間は現状どおりとします。ただし、熊本市の団体との統合については、随时調整を図っていきます。

■ PTA連合会他公共団体への補助金

合併後、5年間は現状どおりとします。ただし、熊本市の団体との統合した年度で補助金は廃止します。



| | |
|-----|--------|
| 運動場 | 1,700円 |
| 武道場 | 1,200円 |

熊本市のみの事業であり、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の制度に統合します。

■ 行政広報施設補助金

富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行どおりとします。ただし、町内自治会制度移行後の富合町マイク放送施設補助については、新市において検討します。

▼協議第42号 その他の事業の取扱い（その2）

熊本市のみの事業であり、合併年度の次年度から富合小学校（3・4年生）に教職員を配置します。



▼協議第43号 都市計画の取扱い（その1）

■ 土地改良事業等補助金

熊本市の制度に統合します。ただし、富合町の運営費補助は、平成25年度まで継続するものとして提案しましたが、「平成26年度以降の補助廃止について、農家の負担につながる。富合町として、これまでの経緯があり、補助継続について理解してほしい」との意見があり、継続審議となりました。

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い（その3）

■ 都市計画区域

富合町の都市計画区域等については、現行（宇土都市計画区域）どおり新市に引き継ぐものとして提案しましたが、「熊本が政令指定都市になれば、富合地域にも市街化調整区域ができる。この件については住民の関心も高く、はつきりした説明ができるまで、もう少し協議を重ねたい」との意見があり、継続審議となりました。（第7回協議会においても継続審議となりました。）

■ 都市計画区域区分

富合町の都市計画区域等については、現行（宇土都市計画区域）どおり新市に引き継ぐものとして提案しましたが、「熊本が政令指定都市になれば、富合地域

にも市街化調整区域ができる。この件については住民の関心も高く、はつきりした説明ができるまで、もう少し協議を重ねたい」との意見があり、継続審議となりました。（第7回協議会においても継続審議となりました。）